

岩倉市総合教育会議運営要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 1 条の 4 第 9 項の規定に基づき、岩倉市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し、法に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第 2 条 市長は、法第 1 条の 4 第 3 項の規定により会議を招集する場合は、次に掲げる事項を教育委員会に通知する。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 協議事項及び調整事項

2 会議の議長は、市長をもって充てる。

3 会議は、年 1 回以上開催するものとする。

4 市長は、緊急を要すると認める場合は、市長と教育長とで会議を開催することができる。

(庶務)

第 3 条 会議の庶務は、総務部秘書企画課において処理する。ただし、会議の運営及び本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定等に関する事務を教育委員会に補助させることができる。

(雑則)

第 4 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議で定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 8 月 27 日から施行する。